# 政策調査情報

### 連合北海道 総合政策局

内容;第3回税制改革アドバイザー会議議事要録・2005年11月15日(火)

神野座長 第3回目の連合税制改革アドバイザー会議を開催したいと思います。 開催に先立ちまして、連合の会長にご就任になりました髙木会長にご挨拶いただければと思います。

髙木会長 髙木でございます。先生方には税制問題でいろいろご指導、ご示唆をいただくべくアドバイザー会議にはせ参じていただきまして、ほんとうにありがとうございます。

本日も政府税調の総会がありましたが、 ほとの税目についと、 というというなというなというないないないないのののでででは、 ないのが、であるがありないののでででは、 ないのが、では、 ないのが、では、 ないのが、では、 ないのが、では、 ないのが、でいるのでででででいますがいった。 ないのででででででいますがいるがいるのででででででいますがいるがいる。 ないというが、できないでででででででででいます。 といるがいるないでででででででででででいます。 ないでででででででででいます。 ないのでででででででできます。 ないのででででででできます。 ないのでででででででででででできます。 ないのでででででででででででででできます。 ないのでででででできます。

これからもどうぞよろしくご指導いただきますようお願い申し上げたいと思います。

神野座長 どうもありがとうございました。 それではまず、来年度の税制改革に向けての政府税調の答申についてということです。

#### 1.11月22日の政府税調について

髙木会長 本日の税調総会では、18年の税制改正答申に盛り込まれるであろう問題について、すべて網羅的に議論させるということだったように思います。

まず、定率減税の廃止問題。これは既定路線かのごとき議論の趣もありましたが、 二、三の議員から、来年のことを方向性と して確認するのはよいけれども、例えば来 年の秋から冬にかけての景気動向等をもう 一度吟味しながら、そんなことをしたらい かんというふうな景気動静ならば凍結して もよいのではないか、という趣旨も少し書 き込んだらという意見も二、三ありました。

私も、特に地方や中小企業、あるいは産業によっては、すべて景気回復の軌道に乗っているわけではないので、上場企業それも製造業関連など非常に景気がよいところの状況だけで判断していいんですかと申し上げました。しかし、定率減税の廃止問題については、大方の委員がおおむね廃止という感覚で地ならしされているような印象がいたしました。

それから、地方への税源移譲につきまし ては、所得税から地方税へ移される部分が 3兆円になります。地方税を10%フラット にすると、5%を10%に引き上げる部分が 約3兆4000億円の増収になり、13%を10% に引き下げる部分が4000億円の減収になり ます。住民税の13%の税率を10%に引き下 げる部分については、その分所得税を引き 上げ、住民税を10%に引き上げた部分につ いては所得税を5%に引き下げるわけで す。低所得者層で、結果的に増税になると ころは税額調整のようなことを考えていき たいという説明がございました。税源移譲 は、所得税と住民税の双方で調整を行いな がら、トータルでは出入りゼロという絵を 描こうという説明がありました。

道路特定財源については、本則税率に戻すべきなど、いろいろ議論をしましたが、小泉総理の意思もあってか、全体的にはやむを得ないというような雰囲気です。

は、悪いことではないという趣旨の発言だけはしました。

酒税の関係では、いわゆる第三のビールの問題がありましたが、議論する時間がありませんでしたので、結論めいた話にはなりませんでした。

次回の税調総会は11月22日ですが、それまでの間に基礎小委員会にて平成18年度税制改正に向けての答申の案文を小委員会で策定し、22日には案文を提起することになります。そこで議論になったものは会長に一任するような処理になって、25日に政府税調の18年税制改正答申を出すという流れのようです。

## 2.定率減税の廃止問題、国から地方への税源移譲について

神野座長 どうもありがとうございました。いずれにしても、政府税調で方針にしても、政府税調での方針であるという論理ですよね。問題なのはようでは抜本の条件となっても暴気の判断と、ですといる事とがあるがあれているがあるがあれています。しかし税調のほかのまいなまま、廃止するのは税調のほかってきたと思います。しかし税調のほかってきたということですよね。

事務局(木村) そうです。私どもは、例えば景気の回復にしても、ミクロで例えば地方だとか、中小企業を見ますとまだまだ回復には及ばないというような実感をしているところもありますし、あるいは潜標をみると、定率減税を導入した1999年には1.22%だったのですが、2004年でも1.20%ということで、回復したとはいえないのではないか。そのようなではないないか。そのようことでありまって反対をしているということです。

神野座長 いずれにしても、一方でかなり歳出カットを進めているので、その中で行われる増税は、かなり景気を冷やす方向で機能することは目に見えているということですよね。

森永委員 「恒久的減税法」の法律の 後半部分ですけれども、この法律は「早急 に実施すべき所得税及び法人税の負担軽減 措置を講ずるため」と、「負担軽減措置を 講じるため」と書いてあって、その後「抜 本的な見直しを行うまでの間」と書いてあ るのですから、定率減税を中に織り込むような抜本的改革をするまでの間、定率減税をやるということではないのですか、この法律は。

神野座長 いや、本来は暫定税率をは じめとして、こういうものはよくないので 本税の中に織り込むということだと思うの ですが、ここで言っている「抜本的」とい う意味は、今、使われているのは税源移譲 の話ですよ。これが抜本的な見直しだと言 っているんでしょう。

髙木会長 森永先生が言われたことは、私も本日の政府税調で質問しました。すると、これは緊急避難措置で、毎年3兆円もの財源のあてもないまま税軽減をやっているもので、経済もかなりよくなってきたのだからやめさせてもらうというのは皆さんのコンセンサスですという答弁でした。ああ言えばこういう、糠に釘のような話で、答弁にもなっていないです。

森永委員 少なくとも税制の抜本改革 は来年度やるわけですよね。その前に定率 減税を廃止するというのは、この法律に違 反しているんじゃないですか。

神野座長 本来は控除の見直しとか、 南本来は控除の見直しとか、すべてという意味・金融を をか、すべてというが、金融でという。 をか、すべてというが、金融でといいでは、 を含めた所得税の全体の税しよびの税しませんのでもしたが、 を合うの間に、をいるのでは、ましたのでは、ましたのででは、ませんのででは、ませんのででは、ませんのででは、ませんのででは、ませんのででは、まずといいでは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのが、といいができ、ないのが、といいでは、ないのが、といいでは、ないのが、といいます。

森永委員 だから、そのように読むのであれば、税制の抜本改革をまだやっていないわけですよね。それは来年度議論するわけですよね、それまでの間に定率減税を廃止するというのは、法律に違反しているような気がして仕方がないんですけれども。

神野座長 所得税の個人住民税への移譲を、抜本的といっているのでしょう。

事務局 神野先生がおっしゃるよう に、財務省側の主張としましては、恒久的 減税の条件の抜本改革というのは、所得税 から住民税への税源移譲、これはかなりな 大改革ですよという主張をしています。

髙木会長 それは、まったく話のすりかえです。要するに三位一体改革のつじつま合わせが税源移譲の話であって、所得税なり住民税の抜本改革というのは何もやっていないわけだから。

神野座長 移譲した暁に、所得税の税率はこうあるべきだという議論はやっていないんですよ。

髙木会長 だから、森永先生がおっしゃるように、「法律違反ではないのか。何もやっていないではないか」ということについては、ああ言えばこう言うという論理ばかり繰り返して、答弁になっていないんですよ。

神野座長 結局、私たちが税調で発言できなくなっているのは、「すでに、これまで議論をしてきました」という話になっているんだよね。

髙木会長 その通りです。本日もそう でした。

神野座長 「それはどこで議論したのか」という話なんですが、ずっと私の都合に関係なく税調の日程が決まってしまって、出られなかったものですので、すでに議論したということになっているのです。税源移譲をもって抜本的改革とみなすということは、一応コンセンサスを得たということになっているわけです。前年度の答申にも書いてあるのでしょう。

事務局 これをもって抜本的改革だという言い方、必ずしもこれだというような書き方はされていなかったとは思うのですが。

神野座長 すでに17年度の税調あたりで議論したという話なのでしょうか。別にそれは無視してもいいんだけれども、向こう側の言い分としてはどうなっているんでしょうか。

事務局 たしか昨年度の答申の中で税源移譲はやりますと。書き方としては両方、並列的に書いてあるという印象を私は持っているのですが。

髙木会長 理由としては経済がよくなったということだけなんですよ。それは十分議論してきた話でしょうということです。私から、「法人税減税分はそのまま、最高税率も引き下げたままで、定率減税だけを戻すというのはどうなのか」というよ

うな議論もしてみましたけれども、その辺 はむにゃむにゃです。

神野座長 景気回復にしても、どこま で回復してるのか。経費の削減も行われて いるわけですから、この間の消費税の増税 のときも景気には抑制的に働くわけですよ ね。ようやく上向きかけてきた景気に水を 差さないように、どこまで減税をするのか、 戻すにしてもどこまでかということです。 法律どおり読めば、どこまで戻すのかとい う話があって、それを織り込んで税率を設 定するということになるんだと思います。 前の税率に戻すのか、それよりも低い税率 にするのか、あるいは景気が加熱し過ぎて いるからもっと高い税率にするのかという ような議論をやっていないというんだと思 いますけれども。

髙木会長 それについては半減論をやるときに議論にけりがついているはずですというわけです。

神野座長 景気の状況を見ながら半分ずつやったというのが、税調の説明ですよね。

神野座長 いずれにしても定率減税については、昨年半減したときに、おそらくその議論をやっているはずです。抜本的な改革と景気判断という条件は去年も変わらなかったはずなんだけれども、17年度の税制改革答申に書いてあるのでしょう。

事務局 そうです。政府税調にも書いてあります。税調としては18年度に定率減税は全廃するというふうに言っていましたが、その後の与党大綱で、18年度までに段階的に廃止をするというところまでははっきり明記はしてありますので、半減も既定路線だし、廃止に向けてやるんだというのも既定路線です。

神野座長 そうですよね。

事務局 与党大綱の中で景気調整に機動的、弾力的に対応するというのは、与党として別の判断はしたというのがありますが。

神野座長 いずれにしても、政府税調では既定の方針ですというのが定率減税について言われていることですし、それとセットで税源移譲も先送りしてきたので既定の方針ですと。この2つについてはそういうことですよね。

高木会長 だから、森永さんがおっしゃるように、「この法律が施行された後の我が国経済の状況等を見極めつつ」というところがあるわけです。けれども「抜本的な見直しを行う」というのは、何もないわけです。そういう意味では法律違反でしょうね。

森永委員 税源移譲をするときに住民 税を10%に一本化すると、税率が55%から 10%に上がる人が約3,200万人という話で すが、住宅ローン減税を受けているために 所得税がほとんどかかっていない人も多い んです。その人たちにとっては、住民税の 税率が倍になると負担増になりますね。所 得税を調整してやらなければとんでもない 増税になってしまいますが、この調整とい うのは税調のほうで考えているのでしょう か。

神野座長 基本的に税源移譲については税負担は変えてはならないということにしておりますので、税源移譲に伴って税負担が上がるということはしないように技術的に調整するということです。

森永委員 でも、もともと所得税がほ ぼゼロになっているわけですよね。そうす ると還付しなきゃいけなくなるんですけれ ども、還付ということをするんですか。要 するに、今住宅ローン残高の1%が減税に なっていますので、例えば20万円が所得 税から控除されている場合、もともと所得 税の納税額が20万円の人というのは、住 宅ローン減税によって所得税の納付額がゼ 口になっているんです。この人にとって、 税源移譲によって住民税の税率が5%から 10%に上がると、地方税の納税額というの は2倍に増えるわけです。ところが、所得 税の税率を10%から5%に引き下げたとし ても、もともと所得税の支払額はゼロなの

で、その人は所得税の減税を受けられないわけですよね。

神野座長 だから、そこについては、 本来調整するという議論はやっておりま す。所得税の還付というか、地方税で調整 すればいいわけですよね。

髙木会長 それを税額で調整するというような言い方を政府税調ではしていました。

森永委員 地方税のほうで調整するんですか。

神野座長 地方税が増えるわけですから、地方税のほうで調整するというふうになっているはずです。きちんとうまくいくかどうかわかりません、若干の誤差が出てくるかもしれませんが、技術的にはそういうふうにやるというふうになっています。全体としては国、地方を合わせた負担が増加することはないように調整するということです。

髙木会長 表現は、低所得部分に係る 負担調整処置という書き方になっていま す。もう一度、私も確かめてみます。

森永委員 地方税が13%の高額所得者というのは10%に引き下げますよね。そうすると、所得税の最高税率は40%にもっていくということですか。

事務局(木村) そうです。

神野座長 税調の資料では、「個々の納税者の負担の変動を極力抑制」と書いてあります。技術的に場合によっては不可能かもしれないけれども、とにかくできるだけ変動させないというのが原則なので、そういう方針でやるということを約束させているんです。

森永委員 地方税のほうで調整するんだったらいいのですが、それができない場合には、税務署は還付というのをものすごく嫌がります。そうするとサラリーマンで住宅ローン減税を受けている人はすごく多いので、そこが吹き飛ぶとものすごい増税になるんですよね。住民税のほうでそれの調整をしてくれないと、たいへんなことになります。

事務局(木村) 主税局に確認します。

髙木会長 ここで所得税率が40%に戻るのは、恒久的減税で引き下げてきた最高税率を抜本見直しによってもとに戻すのとは話が違います。

そう。最高税率を引き上げ 神野座長 るという話とは別の話ですよね。私として は、住宅ローン減税なども含め、政策的な 控除はできるだけ廃止して、同じ税収を確 保しつつ、きちんとした税率構造を描くと いうのが公平だというような考え方なもの ですから。そのような改革が行われないと 「抜本的な」改革とは言わないんですよね。 いずれにしても、これが抜本的な改革だと いう論理で定率減税の廃止が行われるとい うことであり、しかもそれは18年度という よりも、昨年度以来の少なくとも政府税調 としては既定の方針です。定率減税の廃止 と、国から地方への税源移譲についてはそ ういう論理できています。法人税はどうな っているのでしょうか。

事務局 法人税についてはこの間ほとんど議論がされておりません。 神野座長 個人所得税は戻すが、法人税の恒久的な減税はそのままなのですか。それは変ではないしょうか。理屈は同じことですよね。

税調では、「以上のような点 事務局 を踏まえれば、今回の減税のうち、個人所 得課税の最高税率及び法人課税の実効税率 の国際水準並みへの引下げは、将来の税制 の抜本改革を一部先取りしたものであり、 将来の抜本的改革へのいわば"架け橋"と していかなければならないものと考えま す」ということで、定率減税とはまた少し 趣が違うということを匂わせています。。 国会での答弁も含めて、定率減税と、所得 税の最高税率および法人税率は別なんです という答弁が繰り返されているというのが この間の状況です。とはいって、法文上は、 普通に読めば、恒久的減税というのは法人 税も所得税の最高税率も定率減税も同じで あって、これを見直すに当たっては税制の 抜本改革と景気回復が条件だというふうに 読めます。法律に基づいて税制が動いてい ることを考えれば、法文を優先するのが筋 かなと思います。

事務局(木村) 税調の総会でも、前の草野前事務局長が発言しましたが、ほとんど相手にされないで、言いっ放しで終わっているということです。

髙木会長 平成17年度の税調答申にこのような表現があるということは、最初から下げるつもりがないということですね。 定率減税は緊急避難的措置だから引き下げるが、個人所得課税の最高税率及び法人課 税の実効税率の国際水準並みの引下げは違うということですね。これらは将来への架け橋だから、抜本的改革の一部先取りしたものと、これを読めばわかるはずだろうと答弁するでしょう。

神野座長 そうですね。ただ、これは 税調の答申の中で書いてあるだけの話なの で、法律上は何の根拠もないですよね。法 律上はどう見たって、個人及び法人の所得 課税のあり方については抜本的な見直しを 行うまでの間、我が国の経済状況を見極め つつ特例的に減税しているということです よね。

事務局 そうです。ですから、法律的にもあくまで法人税率と所得税の最高税率は本則として条文としても残っています。

神野座長 だとすれば、どう考えても、それは両方とも戻さないとまずいんじゃないでしょうか。片方は戻さなくてもよいという論理が働くのであれば、所得税のほうもどこまで戻すのかというのは別途の話ですよねという話になるのではないですか。景気状況とかいろいろなことをいっても同じことですよ。抜本的な改革が行われていないのだから。

事務局 おっしゃるとおりです。

改革を先取りしていただい 神野座長 てもいいけれども、ちょっと理屈にならな いんじゃないしょうか。暫定としてやった ものですからもとに戻すんですよという理 屈でいくんであれば、それは法人税もやら ざるを得ないでしょう。法人税をやらない ということであれば、それは単に緊急的な 避難措置ということではなくて、抜本的な 改革をやるまでですよね。両方とも行われ ていないのではないですかということです よね。あまり理屈にならないと思います。 個人所得税は抜本改革として税源移譲をや りましたが、法人税はやっていないので、 まだやるんですよ、という理屈じゃないで しょうね。何かちょっと理屈がよくわかり ません。

髙木会長 法律から見たらおかしいで はないかと言ってみて、今から直るのか。

神野座長 政府税調の段階では、もう 直らないですよ。17年度のときは、法人税 については全く議論していないんですか。

事務局 議事録をみる限りでは、ほとんどないです。

神野座長 それもおかしな話ですね。

何で17年度のときに議論しなかったので しょう。

神野座長 そこのところで言っておかなかったので、今さら言いにくいわけなんだけれども、本来おかしいよね。

森永委員 どう考えても今回の定率減税の撤廃というのは、法律違反としか思えないですよね。

〇関口(智)委員 議論だけを見ると、 税率については黙っているが、定率減税の ように税額控除についてはつついています よという議論に見えます。法人税であろう が、所得税であろうが、税率については黙 っていますと。けれども税額控除に着目す ると、個人所得税については定率減税、法 人税ではIT減税など定額控除の問題、と いうような議論をしているように見えま す。税額控除について、例えば法人税では IT促進減税はそのまま残してくれという 話をして、一方では、個人所得税の定率減 税も残してほしいと言っているのが現状で すよね。反対するに当たって、両方出して きたように僕には見えるんです。

高木会長 ITと研究開発の3年時限の減税は、1年当たり1兆円ぐらい、合計3兆円です。歳入を増やすという意味では、定率減税が一番大きいわけです。所得税の最高税率や、法人税率を本則に戻しの効果しかありません。政たらの効果しかあがちゃがちゃやりたうなりがちゃがちゃがちゃだという話ので今さら何をという。去年も同じように切られたんだろうと思いますよ。

神野座長 論点はそういうところですかね。

髙木会長 こういうご議論をいただい たのだから、基礎問題小委員会委員長あて に率減税問題についての意見書を出すこと にします。

〇関口(智)委員 法律の条文だけをみると、公平、中立、簡素の必要性を踏まえて抜本的な見直しを行うと書いてあるのに、これをなくすということはその必要性がないということを言っているわけです。 皮肉ですよね。定率減税をなくすと場合には、この条文自体が消えていくということなんですよね。

神野座長 抜本改革をやるまでは必要ですよね。

関口(浩)委員 よく言われているみたいに、サラリーマンのように数の多いところからたくさん取って、法人にかけると外国へ出ていってしまうからやらないんだという論理なんでしょうか。

神野座長 それを理屈にしているだけで、出ていかないですよ。

事務局(木村) 今の議論の中で、意見書を出すのは私ども連合の立場で出したいと思います。

### 3. 道路特定財源

神野座長 その他の問題についてはどうでしょう。道路特定財源と、酒税だけですか。

森永委員 道路特定財源を今の暫定税 率のまま一般財源ともと道路整備を促進者とのはともと道路整備を促進発したわけるのとは進発したわけるのとは重定上乗せしたってするといるとはでのままーだけされているとはでのままーだけされているとはでいたとけったが前にはできませんが何もした。とけてるる、何もはまったらのであればいるとけてるる、何もといるが何もした、かられば理解できません。

神野座長 だから、租税抵抗を押さえるために暫定税率ということを入れたわけですよね。事実上、揮発油税などは国際比較では低いんです。課税の根拠としてガソリンを消費するような環境に悪い項についてかけていくと正面から言っていけばよいのに、特定財源化したのが、財務省側からいえば裏目に出ているということです。

森永委員 揮発油税の暫定税率分というのは、法律には、道路整備を促進するためと書いていないんですか。

髙木会長 地方税のほうは書いてあるんです。国税のほうは書いていないということです。自動車取得税は本則3%が5%、重量税は2.5倍、揮発油税は2倍、地方道路税が1.2倍、軽油取引税が2.1倍になっています。

神野座長 重量税については法律的に全く書いてありません。そのときに政府委

員か何かが答弁したという文言だけです ね。

髙木会長 自動車は、特に田舎では生活必需品で、一世帯当たりの保有台数は都市部より田舎のほうが圧倒的多いわけですよね、田舎に住んでいる者に対してのペナルティーのような話かという意味にとらざるを得ない。

森永委員 そうですよね。

髙木会長 しかも今回、また暫定税率のままで一般財源化して、要するに手元でハンドリングしやすい財源をいかに増やすかという頭ばかりで議論しています。本日の税調でも、何という委員かは分からないが、「一旦取った税を返すことはない」などと発言している。

森永委員 それこそ税制の抜本改革で きれいにすべきですよね。

神野座長 エネルギー課税の揮発油税 と石油税、これは目的税じゃないですよね。 つまり特別会計法で使途を特定しているの で目的税ではないと。

事務局 そうです。理解はそうです。 神野座長 だから、税金は目的税じゃなくて一般税にしてあって、特別会計のほうの法律で決めて、揮発油税と石油ガス税を道路財源に持っていっています。だから「重量税等は税法上使途を特定していない」と。

髙木会長 その都度、ご都合主義で言ってきたわけですよね。ああ言えばこう言うという論理ばかりでやってきている。車に乗っている人はペナルティーだという発想で一般財源化される。それも税収に余裕が出てきそうだから取り上げろという発想だけですよ。

森永委員 もう一つの問題は、環境省が環境税を入れると言っていて、税収3,40 00億円分。これは炭素税にほぼのの応送素の放出量にで、工酸化炭素の放出量に応じて、 二酸化炭素の放出量にでは、一で揮発油のですが、では、大なのですが、では、というの道路特定財源というの道路特定財源は、というでは、大なのでは、 表ものでは、 表ものでは、 表ものでは、 表ものでは、 表ものでは、 表ものでは、 表ものに、 表ものに、 表ものに、 またおいしないとまたおいしないに、

髙木会長 環境税は、税調でもかなり 否定的な議論が圧倒的に出ています。さら に引き続いて検討するぐらいの話です。

森永委員 ではどうして電気はいいの かという話です。

神野座長 OECD諸国のガソリン1 リットル当たりの税をみると、日本は高く ないんです、揮発油に関しては。アメリカ は非常に低いんですが、ヨーロッパ諸国は きちんと高い税率をかけているんです。環 境税だったら環境税として根拠を明確にし てかける。今は道路でかけている時代では ないですからね。

髙木会長 環境税云々の議論は冷やかなものです。確かに環境省が出そうとしている案は、ほんとうにあれで有効なのか、いろいろ検証をしなければいけないところがいっぱいあると私は思います。連合の加盟組織の中にもいろいろな議論があります。

神野座長 少なくとも、環境税といったって一般財源で使って構わないので、課税の根拠を変えないとだめだと思いますよ。

髙木会長 課税の根拠と、一般財源に したときに環境でどういう使途に、どれぐ らいの規模のものを使うんだという形で接 点を見つけることが十分できる。

森永委員 そうでしょうね。

神野座長 ヨーロッパの傾向からいえ ば、ガソリンやCO₂を排出しているもの はなるべく使わないようにしましょう、税 負担を高くしましょうというのが一般的な 傾向です。日本もそういうふうにやらざる を得ないと思うんだけれども、そこには課 税の根拠を明確にしなければいけません。 今までのように道路をつくるというのでは 説得力が弱いから、暫定的に上げてきまし たというのではだめです。ガソリンを使う のにはこのぐらいの負担をしてください、 今までは健康に悪いからといってお酒やた ばこに税金をかけてきたけれども、これか らは環境に害を及ぼすような行為について は少し多く負担してもらいましょうという 方向で合意を取りつけないとだめだと思い ます。

髙木会長 今まで道路のために税金を払ってください、負担してくださいと言って納税者に説明してきたわけだから、これからは道路も何も関係ありません、何に使

うか分かりませんというのでは。

神野座長 今までの自動車税というの は、自動車はぜいたく品だから価格の高い ものには重く、c c の大きいものには重く、 それから道路損傷負担金的な性格といって 重い自動車は重くということで、基本的に 価格が高いものは多くの負担をしていたわ けですね。ただ、プリウスは別として、環 境にいい車を高くてもあえて買おうという 人に罰則をするというのはおかしいでしょ う。むしろ、少々高い車であっても、環境 に優しい車を乗ろうというような人には軽 くという、税の中に環境基準の軸を、公平 に負担するという中に環境にいいか、悪い かという軸を入れてくるべきだということ でこの間改正したわけですよね。

だから、税金を負担し合うときに、そう いうことを入れてくるべきじゃないかと思 うんです。お酒の税金なんかも、本来は致 酔性で入れているので、アルコール濃度に 比例するよう改めるのが普通だと僕は思う んです。課税の根拠というのを明確にして、 負担し合う。各国の税制をみると、例えば フランスではワインは低税率にしている し、ドイツはビールを低税率にしていると いうところがあって、一概には言えません。 けれども、基本的な考え方は、酒税だった らアルコール濃度、エネルギーとか環境に かかわるのだったら他の要素を入れてもい いですけれども、環境という軸を税制の中 に入れないと、公平の中に。みんなで負担 し合うわけですよね、税というのは。その ときにお互いの共同の財産である自然を破 壊するというか、あまりよくない行為に対 して重い負担をしてもらうというのが公平 なのではないかという軸は一つ入れておか ないと、もたなくなっているんじゃないか なと思うんです。

ここではあまり議論されていないんだけれども、電源開発なんてひどいもんですよ。 今やたいへん税収が入っているんだけれど も、原子力発電の許可がおりないものだか ら、余っているはずですよね。

森永委員 電源三法交付金が余っているということですか。

神野座長 結構余っています。いろいると別の使い道にしているです。

事務局 大分整理はされたらしいですけれども。我々も是正を求めて、整理は若

干進んだのですが。

神野座長 だから、エネルギー関係は エネルギー関係として負担してもらうにし ても、きちんと環境に悪いということで負 担してもらわないと。悪いやつはうんと負 担してもらうということをしないと、統制 がとれなくなる。電源開発のためだとかい って、いろいろ使われているわけですよ、 エネルギー関係税が。

事務局 多様化といって、新エネルギーなどにもかなり使われています。バイオとか、風力とか、自然エネルギーに。

森永委員 どの勘定を使っているんで すか。

事務局 電源開発特別会計です。電源 開発勘定と電源多様化勘定の2つに分けて います。

神野座長 多様化勘定のほうに多く流 し込んでいるということですか。

事務局 若干多くなっていると思います。ただ、電源開発自体はあまり進んでいないので、余っている部分はあります。使い方のところでもかなり批判があって、使われていないナイター設備の野球場とか、一時期柏崎につくった施設が予算上はものすごく高級な畳を使ったとか、不正の温床になったなどと指摘されていました。

関口(浩)委員 わたしのところの学生が調査したところでは、刈羽村では畳が1畳あたり約12万円ぐらいの計上だったということです。

事務局 交付された村がそういうよう に使ってしまったということです。

関口(浩)委員 そうやっても、刈羽 村は財源が余っているらしいです。

髙木会長 道路特定財源の問題も意見書の中に入れましょう。まさに自動車に乗っている人のペナルティーみたいなものです。地方の人は、車がなかったら毎日どうもなりません。一世帯当たりの平均台数が3台という村が幾つかあるようだけれども。一番低いのは東京都内で、渋谷区が0.2、3台。

### 4. 酒税

事務局 酒税はいかがですか。

神野座長 課税の根拠をきちんとして、酒税についていえばアルコール濃度とか、課税をかけている根拠、一般消費税のほかにかける理由を明確にしておく必要が

あるということです。道路特定財源というのは課税の根拠ではないと思います。いくら何でも道路をつくるというのは課税の根拠になりません。酒税についても、本当に致酔性というのであればアルコール濃度が低いものは税率を低くして。今、第三のビールが問題になっていますが、第三のビールはアルコール濃度が低いのですか。

事務局 原材料の問題です。アルコール濃度はビール並みにあります。

神野座長 だからアルコール濃度でかければいいわけですよね。どうなのでがあった。アルコール濃度でかけると焼酎が高いけれども、濃度が高いけれども貧しい者が飲むものはたくさんあると、く怒られるんですが、そこをどうすととかられば、ある程度はアルコール濃度などの合理的な基準でかけていくというですけれども。

おそらく値段が一緒ならビ 森永委員 ールを飲むんですが、お金がないからその 他の発泡酒とか第三のビールを飲んでいる わけです。そこを統一するというのは低所 得者の狙い撃ちです。もう一つは、私は文 化破壊だと思っています。先ほど神野先生 がドイツはビールの税率を安く、フランス はワインを安くしていると言われました。 それは、自国の文化だから、そこはちょっ とまけておきましょうねということです。 私は、第三のビールというのは貧しい人の 文化だと思っているのですが、そこを破壊 しにいっているんですよ。貧しい人が安い 税金で違った味のビールみたいなものを飲 んでいるというのを、ビールメーカーが一 生懸命開発した最後のよりどころというの をつぶすというのは、私はあまりにも税調 のおごりだと思うんですけれども。大した 減収じゃないじゃないですか。

神野座長 税調は酒税について何と言っているのですか。

事務局 種類の区分が複雑化している ので、それを整理すると、従来から言って います。

神野座長 アルコール濃度とか何とかということではないのですね。

事務局 具体的なところまでは。

神野座長 種類別に税額を決めていく、そのときに第三のビールも発泡酒もた

ぶん入れていこうと考えているのだと思い ます。

森永委員 もし同じ税率になったら、 発泡酒と第三のビールが壊滅するのは目に 見えていますよね。今までのビールメーカ ーの設備投資費とか、研究開発費は全部む だになるし、第三のビールを飲むという文 化も消えてしまうわけですよね。

事務局 酒税の問題については、先日の政策委員会で議論をいたしました。消費者に新たな負担を求めるような増税は認めないというのが我々の原案で出しました。そのなかで第三のビールの問題が出まして、いわゆる第三のビールをねらい撃ちするような増税は認めないとともに、消費者に新たな負担を求めることには反対するというような整理をいたしました。

事務局 発泡酒が出てきたときもそうだったんですが、企業が税率構造のすき間を縫って新商品開発をした、企業努力をしたところを、いいものができたからそこに新たに課税しようというのには反対していこうという整理を、数年前にしています。

髙木会長 アルコールの度数を基準に しようとか、いろいろな議論があるようだ けれども、度数が高いのがみんなうまいか といったら、それは嗜好性のあるものだか ら

神野座長 いや、うまさを言っているのではなく、致酔性を問題にしてルコールをは関いませんです。課税の根拠といえば、おそらなないかといえば、その根拠をです。消費税のほかに個別課税を課税のであれば、その課税の根拠を確にしかいるのであれば、その課税の根拠を明確にしかいるのが筋ではないかと思いません。あまり恣意的にやるべきではありません。

それから、同じ税収を上げるとすれば、 全体にかかるような消費税の税率を上げる のか、個別の税率を上げるのか。例えば消費税を引き上げるぐらいだったら、むしる 環境によくない行為に負担してもらると か、酒やたばこにかけるというようなよったほうがいいのかというのは、また 別途残る問題ですよね。消費税だと一般的 に貧しい人が負担せざるを得なくなるわけ だけれども、酒税の場合はお酒を飲まなけ ればいいわけですよね。飲酒をやめられないという人もいるかもしれないけれども。 そこを整理してもらうということではないかと思います。

神野座長 当面、強く感じることは、 昭和恐慌から回復するときもそうなんです けれども、景気が回復していく過程という のは必ず跛行的になるわけです。非常に利 益が上がる層とそうではない層と分かれる わけですね。そのときに、昭和恐慌のとき もそうですが、臨時利得税とか、つまり景 気からの回復で富裕になっていく階層に税 金をかけないと、社会秩序が守れません。 かけても高橋是清は暗殺されたぐらいで す。本来、景気回復過程では石油ショック のときもそうですが、現在でも非常に富裕 になっていく人々に負担を迫るような税制 をあらかじめ準備しておかないとまずいと 思います。これをいくら税調で言っても、 取り上げてもらえません。そういう税制さ え埋め込んでおけば、景気がほんとうに回 復して、そういう層が豊かになっていけば、 増税をしないでも自動的に増収になるはず ですよね。そうすれば、景気が回復するよ うな政策を打つと自然増収になり、財政は 再建されていくはずです。

今は、所得弾性値が低い消費税にねらい撃ちです。とにかく景気回復の過程で消費税を上げていこう。それによって財政を再建するんだという話なんです。しかし私は、景気がほんとうに回復していくのであれば、自然増収が生じるような、所得税の実質的な意味での累進性を高めるとか、金融所得課税を強化するなどの措置をあらかはよずいんではないかなと思います。

髙木会長 今は、景気がよくなったら 自然増収というのが、ほとんど出ようのな い税制になってしまっています。

神野座長 法人税も税率を落としてしまっていますしね。

髙木会長 企業に利益が出ても、労働 分配率を下げているから、所得税はほとん ど増えません。景気をよくして税収が上が ればいいではないかという論理で、どこま で論理として今の税制の中で言えるのか。

神野座長 これは労働組合のほうから 何か言っておいてもらわないと。跛行的に なっているからこそ貧しい者とか、給与所 得者よりも、伸びていく所得に税をかけるようなものをつくっておくべきだということですよね。

神野座長 時間になりました。事務局、何かありますか。

事務局 最後になりますが、当面の予定について申し上げます。次回は11月29日の10~12時ということで、政府税調の年度答申が出ますので、これに対するいろなコメントをいただき、また来年度の中期答申に向けてさらにいろいろなテーマについて、改めてご議論いただくということでお願いしたいと思います。

それから、来年の1月17日に、シンポジウムを開催したいと考えております。アドバイザー会議の各委員におかれましては、ぜひご参加いただきたいと思います。 具体的な構成等につきましてはまたご相談申し上げます。

事務局 アドバイザー会議の議論を広 く組合員に知っていただきたいということ で、後半の部分をそういう形でやらせてい ただければなと考えております。テーマと しましては、座長とこの前ご相談したとき に、私ども今サラリーマン大増税反対とい う形でキャンペーンをやっていますが、そ ういうテーマをもっと広げて、むしろもっ と公平な税制とはどうあるべきかという観 点から、もうちょっと幅広なテーマという 形でご指示いただきましたので、テーマ(素 案)と書いていますが、ここもあくまでも これまでの議論で政府税調を読み解く、あ るいはサラリーマン増税に対する委員のご 意見といった形のところを含めて挙げてお りますが、ここはまた次回もうちょっと具 体的な形でご提案させていただいて、ご議 論といいますかご検討いただければと考え ております。まず、このシンポジウム形式 の開催のご了解をきょうはいただきたいと 思います。

以上です。

了